

千葉図書館規程

(目的)

第1条 この規程は、淑徳大学附属図書館規程第2条第3項に基づき、淑徳大学千葉図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 図書館は千葉キャンパスの教職員及び学生の研究・教育に必要な資料の収集、整理、保存等に関する業務を行う。

2 図書館は、前項に定める業務のほか、淑徳大学附属図書館規程第2条第2項に基づき、本館に関する業務を行うものとする。

(館長)

第3条 千葉図書館長（以下「館長」という。）は、学長の指示に従い、図書館の業務を統括する。

(副館長)

第4条 学長は、必要に応じて副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

(司書等)

第5条 図書館に司書及び事務職員を置く。

(運営規程)

第6条 図書館の運営に関する規程は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 図書館運営の適正と充実を図るために、館長の諮問機関として、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関する規程は、別に定める。

(利用規則)

第8条 図書館の利用に関する規則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。